

居宅介護支援事業所重要事項説明書

この説明書は、あなた（又は、あなたのご家族）が利用しようと考えておられる居宅介護支援事業について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を記したものです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 西条中央病院が提供する指定居宅介護支援事業サービスについての相談窓口

電話 0897-47-3786（午前8時30分～午後5時15分まで）

担当

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

*

2. 西条中央病院居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	西条中央病院指定居宅介護支援事業所
所在地	愛媛県西条市朔日市804
介護保険指定番号	居宅介護支援 3870600032
通常の事業の実施地域	西条市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

*

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1		管理及び居宅介護支援	1
職員	主任介護支援専門員	1		居宅介護支援	4
	介護支援専門員	3			

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時15分
第2, 4水・土	午前8時30分～午後1時
休業日	日・祭日・年末年始（12/30～1/3）・盆（8/16）・ 地方祭（10/16）・毎月第1, 3, 5土曜日

特定事業所加算(Ⅱ)の届出をしておりますので、休業日及び夜間でのお急ぎのご相談の場合は、上記電話番号に連絡頂ければ当番介護支援専門員等に24時間連絡できる体制が整っておりますのでご連絡下さい。

※病院または診療所に入院が決まった際には、介護支援専門員の氏名、連絡先を病院または診療所にお伝えください。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ①利用者からの申し込みがあった場合は、当該地域における複数の指定居宅サービスの紹介、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供し、サービスの選択を求める。また利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが出来、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ることを説明する。
- ②居宅サービス計画に当たっては、適切な方法により利用者の有する能力、既に受けている指定居宅サービス等の環境の評価を通じて現に抱えている問題点を明らかにし、自立した日常生活が出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- ③前号に規定する課題の把握に当たっては、居宅を月1回訪問、又必要に応じて訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この場合面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- ④把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、サービスの目標及び達成時期、提供する上での留意点を盛り込んだ計画の原案を作成する。
- ⑤サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - ・利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況などにより、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることが出来る。
- ⑥サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分し、その種類、内容、利用料等について説明し、文書により利用者の同意を得る。
 - ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリ等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見をもらう。
 - ・その場合において、介護支援専門員は 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付する。
- ⑦計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。モニタリングが行われている場合においても、1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、1月に1回はモニタリングの結果を記録する。
 - ・指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等に提供するものとする。
- ⑧利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院入所を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行う。

4. 担当利用者数

介護支援専門員 1 人あたりの担当平均利用者数を 4 5 名未満(介護予防含む)と致します。

5. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(1 5 その他 利用料金別表 1 に記載)

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日(西条市・新居浜市)の市役所の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記 2 の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

1. 通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護に要した交通費は、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(ア) 実施地域を超えて片道おおむね 5 k m 未満	一回につき	500 円
(イ) 実施地域を超えて片道おおむね 5 k m 以上 10 k m 未満	一回につき	1,000 円
(ウ) 実施地域を超えて片道おおむね 10 k m 以上	一回につき	2,000 円

2. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)要支援 1, 2 と認定された場合(この場合、条件を変更して再度契約することが出来ます)
- ・利用者がお亡くなりになった場合

7. ハラスメントの防止について

(1) 苦情やハラスメント行為等により、当事業所及び介護支援専門員の通常の業務に支障が出ていると判断した場合には契約を解除する場合があります。

(2) 職場におけるハラスメント防止のため、利用者やその家族に対し、ハラスメントについて説明をおこない、職員に対し研修を実施するなど必要な措置を講じます。

8. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど必要な措置を講じます。

9. 業務継続計画策定について

自然災害、感染症の発生時において利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症の発症、まん延しないように研修や訓練を実施するなど必要な措置を講じます。

11. 西条中央病院指定居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営の方針

1. 基本理念

要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むのに必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されることを目的とする。

2. サービスの質向上の為の方策

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うとともに事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、指定特定相談支援事業者等との連携に努め支援することを目的とする。

3. 事前の説明

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込み者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得る。また、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されたものであること等につき説明を行い、理解を得る。

4. 秘密保持の説明

事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 情報提供と相談
- ・ 要介護認定等の申請、更新手続き等の支援
- ・ 居宅サービス計画の作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ 支援経過、モニタリング、事業者との連絡調整
- ・ サービス利用票、提供票、給付管理票等の作成、管理
- ・ 事故発生時の必要な措置及び苦情処理

1 2. サービス内容に関する苦情

① 当事業所ご利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

西条中央病院指定居宅介護支援事業所 担当者 真鍋 万里子

電話 0897-47-3786

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市役所名 西条市 介護保険課担当 電話 0897-56-5151

市役所名 新居浜市 介護福祉課担当 電話 0897-65-1241

愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課担当 電話 089-968-8800(代表)

1 3. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をおこない、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

1 4. 当事業所の概要

名称・法人種別 医療法人同心会 代表者・氏名 伊藤 正明

所在地・電話番号 西条市朔日市804・0897-47-3786

定款の目的に定めた事業 指定居宅介護支援事業所

15. その他

居宅介護支援費 (I i) <取り扱い件数が45件以上60件未満の場合において場合において45件未満の部分に算定>			
要介護1・2	10,860円/月	要介護3・4・5	14,110円/月
居宅介護支援費 (I ii) <取り扱い件数が45件以上60件未満において、45件以上の部分に算定>			
要介護1・2	5,440円/月	要介護3・4・5	7,040円/月
居宅介護支援費 (I iii) <取り扱い件数が60件以上である場合において、60件以上の部分に算定>			
要介護1・2	3,260円/月	要介護3・4・5	4,220円/月
入院時情報転写加算 (I)	2,500円/月	入院当日以内の情報提供 (提供方法が異なる)	
入院時情報転写加算 (II)	2,000円/月	入院日から3日以内の情報提供 (提供方法が異なる)	
退院・退所加算	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	
	連携1回 4,500円	連携1回 6,000円	
	連携2回 6,000円	連携2回 7,500円	
		連携3回 9,000円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回	医療機関の求めにより居宅訪問、カンファレンスに参加し、サービス利用調整をした場合 (2回まで/1ヶ月)	
通院時情報転写加算	500円/月に1回	診察に同席し情報転写した場合 (歯科も含む)	
初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合及び要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円/月	

(別表1) 利用料金

当事業所は特定事業所加算 (II) の届出をさせていただいております。

居宅介護支援契約書

様(以下、「利用者」と言います)と西条中央病院指定居宅介護支援事業者(以下、「事業者」と言います)は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の 要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、事業者が利用者の意思を確認し、同一内容にて契約は自動更新されるものとします。

第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第 5 条(経過観察・再評価)

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態に添って定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第 6 条(施設入所への支援)

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第 7 条(居宅サービス計画の変更)

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第 8 条(給付管理)

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、愛媛県国民健康保険団体連合会に提出します。

第 9 条(要介護認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第 10 条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
- 4 第 12 条 1 項から 3 項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第 11 条(料金)

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、厚生労働大臣が定める基準に基づき算出した金額とするものとします。

第 12 条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第 13 条(秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 14 条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 15 条(身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 16 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 19 条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

個人情報提供に関する同意書

(サービス提供時における各事業所等への資料提供に係る同意書)

私は、この度貴事業所指定居宅介護支援事業所を、私と契約した居宅介護支援事業者として認め、介護保険法に基づく、「居宅介護支援契約書」第13条(秘密保持)に関し、私のより良い居宅サービス計画(ケアプラン)の作成のために、下記の事項について、私および私の家族の個人情報を、契約の有効期間中用いることに同意いたします。

記

- 1・契約者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関等に契約者に関する心身の状況等の情報を提供する事並びにそれに付随して家族の情報を提供する事。
- 2・介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査・検討会、実習などの研修受け入れ協力のために、契約者およびその家族の個人情報を用いる事。
- 3・個人情報の提供は必要最少限度とし、提供にあたっては関係者以外には漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 4・「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めること。

【事業者】当事業者は、上記の指定介護保険事業者として次頁に定める遵守事項を守り、この同意書に定める個人情報を、責任をもって管理保管いたします。

住 所 愛媛県西条市朔日市804番地
事業者名 社会医療法人 同心会
事業所名 西条中央病院居宅介護支援事業所
代表者名 伊藤 正明

《事業者の遵守事項》

- 1・西条中央病院指定居宅介護支援事業所は、提供、提出の同意を得た被保険者(以下、「本人」という)の情報を、本人の介護サービス計画の作成、関係するサービス提供事業者等とのサービス担当者会議、サービスの質の向上を目的とした評価機関による審査・検討会、実習などの研修受け入れ協力などの目的以外には使用しません。
- 2・事業者は、本人の同意を得ることなく、提供の同意を得た書類を介護サービス計画の作成、サービスの提供に関連する事項以外に複写または複製を行いません。
- 3・事業者は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるようにいたします。